

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所
令和2年5月7日16時00分発表

国道45号 応急対策・通行規制『解除』の お知らせ（第10報）

令和2年4月25日3時50分に国道45号 気仙沼市東八幡前地内において、法面崩落が確認されたため、片側交互通行を行っていましたが、崩落した法面の復旧工事について完了する目処が立ったことから、5月9日（土）5時00分に片側交互通行を解除する予定となりましたのでお知らせします。

1. 復旧作業状況

- ・ 現在までの状況：4月25日 17時 5分 応急対策（大型土のう等による土留対策）完了
4月25日 17時 5分 応急対策（崩落の危険性がある土砂の撤去）開始
4月29日 5時30分 通行止め解除（片側交互通行へ移行）
- ・ 今後の予定：5月9日 4時30分 崩落した法面の復旧工事完了（予定）
5時00分 片側交互通行解除（予定）

2. 通行規制情報

- ・ 規制箇所：国道45号 気仙沼市東八幡前 地内
 - ・ 規制内容：片側交互通行
 - ・ 規制開始時間：令和2年4月29日（水）5時30分～
 - ・ 解除予定時刻：令和2年5月9日（土）5時00分
- ※なお、降雨等の影響に伴う法面変状の恐れがある場合には、道路利用者の安全を確保するため、通行止めを実施することがあります。

お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

TEL 022（248）4131（代表）

副所長 外崎 高広（とのさき たかひろ） 内線205

国道45号 規制箇所

